

「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見の募集（パブリックコメント）について

「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案」についての御意見を募集するため、令和8年6月2日（火）から同年7月1日（水）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

1. 背景

2025年12月の「大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議」において決定された「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」において、環境影響評価に関しては、「環境影響評価法・電気事業法に基づく環境影響評価の対象となる太陽光発電事業の規模を見直し、事業者における環境配慮の促進を図る」等とされています。

このような経緯を受けて、2026年1月から「太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会」において、環境影響評価法（平成9年法律第81号）の対象となる太陽光発電事業の規模等について議論を行ってきました。「太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会」での議論の内容等を踏まえて、「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案」を検討しています。

2. 意見募集の対象

- ・環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案 概要
- ・環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案 案文
- ・環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表

3. 意見募集要領

（1）意見募集期間

令和8年6月2日（火）から同年7月1日（水）まで

（2）意見提出方法

御意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）から提出してください。

e-Govの「意見募集案件」の一覧から「「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見の募集（パブリックコメント）について」にアクセスいただき、「意見募集要領（提出先を含む）」を御確認の上、「意見入力へ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より御提出ください。

e-Gov <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

4. 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov） <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

5. 注意事項

- ・皆様から頂いた御意見については、氏名等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・記入漏れ、本要領に即して記入されていない場合には、御意見を無効扱いとすることがございます。
- ・御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

- ・御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合又は法人等の権利等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せることがございます。
- ・個人情報については、適正な管理を行うとともに、他の用途には使用いたしません。

6. 問合せ先

環境大臣官房環境影響評価課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

T E L : 03-3581-3351 (内線 7233)